

杉並区子どもの権利に関する条例(令和7年4月1日施行)

杉並区いじめの防止等に関する条例(令和7年4月1日施行)に当たって

## 杉並区の小学生(低学年)の皆さんへ

みなさんは、学校や地域で毎日あそんだり、べん強をしたりしています。その中で、楽しいことばかりじゃなく、時々かなしいなと感じたり、こまったなと思ったりすることがあるかもしれません。そのような時にみなさんが安心して学校生活を送れるようにするためのやくそくがあります。

杉並区では、令和7年4月に「子どもの権利に関する条例」と「いじめの防止等に関する条例」という二つのやくそくをつくりました。

「子どもの権利に関する条例」は、みんなの思いや考えを大切に、みんながのびのびと学んで元気に育っていくことができるようにするためのやくそくです。

「いじめの防止等に関する条例」は、みんなが仲良く、安心して学校に通うことができるようにするためのやくそくです。

みなさんには、どんな時でも自分の気持ちや考えを大切にしてほしいと思います。こまった時や、なやんだ時には、先生や家ぞくなど、まわりの大人の人やお友だちに話をしてみてください。きっと力になってくれるはずですよ。

杉並区は、これからもみなさんがのびのびと学び、楽しく学校生活を送ることができるようにがんばります。みなさんは、友だちと仲良く助け合いながら、元気に学校生活を送ってください。みなさんの成長を心からおうえんしています。

## 保護者・地域の皆様へ

子どもたちを守り、成長を支えるためには、学校だけでなく、御家庭や地域と連携・協力することが何より大切です。そして、子どもたちが安心して悩みを相談できる環境を整え、見守ることが必要です。

杉並区は全ての子どもたちが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、皆様とともに、希望ある未来を築いてまいります。御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年5月 杉並区教育委員会 教育長 渋谷 正宏